(2) 児童館、児童センターの機能強化について

① 児童館の機能について

各地方自治体においては、児童館・児童センターの機能・役割を再確認し、その強化に取り組んでいるところであると思われる。

しかしながら、児童館・児童センターは、地域にあって①健全な遊びを手段として児童の成長・育成を支援、②地域の子育て支援活動の拠点、③放課後児童の健全育成活動、④母親クラブなどの地域活動を支援し、地域の安全確保を図ること、などを基本的機能としてその有益性を発揮しているところであり、さらに、地域の児童の抱える問題に対応した機能等も求められている。そうした対応の中には、ひきこもりや不登校児童・生徒への支援や児童虐待防止に関わる相談や活動、放課後子どもプラン事業への積極的協力などがある。

児童館・児童センターは、専門性を有した職員(児童の遊びを指導する者)が配置され、地域の児童を幼児から青年まで、共にかかわりながらその成長支援をしていくことができる施設である。地域のすべての児童と保護者に対する総合的な支援拠点として、効果的な事業実施を行えるよう、各市町村等において積極的な取組をお願いしたい。

② 地域子育て支援拠点事業の活用について

平成19年度から、民営の児童館等においても、学齢期の子どもが 来館する前の時間等を活用して、「児童館型」として本事業を実施し ていただくこととしている。

しかしながら、現行の児童館事業との調整、事業のスタッフとなる 人材の確保など補助基準を満たす要件や予算措置の面で対応が難しい こと等により、取組が思うように進んでいない状況である。

特に、夏休み等の長期休暇期間中は、朝から学齢期の児童が来館するため開設日数等の要件を満たすことができないという声があることから、長期休暇期間中における弾力的な運営について、実施要綱に明記する予定である(別冊(交付要綱、実施要綱等)資料参照)。

児童館、児童センターには、地域の子育て家庭への支援機能をより 一層強化することが期待されている。少子化や核家族化が進む我が国 において、子育て家庭支援の中核的役割の一翼を担い、いまある人材 や設備をフルに稼働して、地域の子育て支援に資する取組をすべての 施設で取り組んでいただくことが時代の要請ともいえ、より一層の積 極的な取組が求められていることから、各市町村や児童館等関係者へ の働きかけをお願いしたい。